



Q 勤務先が新型コロナウイルスの影響により営業時間が短縮しているため、勤務時間が短く収入も減少してしまっているなど、その影響が営業時間は短縮給料は減少……
// どうにかしてよー!

相談室
鳥取労働局

A 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時期は全業種が緊急事態宣言が発令されました。不要不急の外出や県をまたいだ移動が制限されたため、収入も減少してしまっているなど、その影響が営業時間は短縮給料は減少……
// どうにかしてよー!

新たな休業支援金・給付金制度の利用を

観光業を中心にあらゆる業種に広がっています。そこで、7月から新たに「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」制度が創設され、休業手当を助成する雇用調整助成金を活用して雇用維持に努めてきました。この助成金は手続きの煩雑さが指摘され、申請時の提出書類の簡略化や支給要件、支給限度額の緩和など、事業主が利用しやすいよう改正されています。しかし、雇用調整助成金は休業させた従業員に休業手当を支払う必要があるので、休業手当が支給されない場合には利用

鳥取労働局職業安定部職業安定課 電話0857-29-1707
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話0120-221-278